

改正	昭和四一年 四月 一日条例第七号	昭和四九年 三月三〇日条例第九号
	昭和四九年 三月三〇日条例第二三号	平成 三年 三月 七日条例第一七号
	平成 四年 三月二六日条例第二七号	平成一五年 三月 七日条例第九号
	平成一五年 三月 七日条例第二三号	平成一八年 三月三〇日条例第一九号
	平成二二年一二月二四日条例第五六号	平成二四年 三月二三日条例第二五号
	令和 五年一二月二六日条例第四二号	

千葉県立自然公園条例

目次

第一章	総則（第一条—第三条）
第二章	指定（第四条・第五条）
第三章	公園計画（第六条—第七条の二）
第四章	公園事業（第八条—第十七条）
第五章	保護及び利用（第十八条—第二十四条）
第六章	生態系維持回復事業（第二十五条—第二十八条）
第六章の二	質の高い自然体験活動の促進のための措置（第二十八条の二—第二十八条の六）
第七章	雑則（第二十九条—第三十一条）
第八章	罰則（第三十二条—第三十七条）

附則

第一章 総則

追加〔平成二二年条例五六号〕

（目的）

第一条 この条例は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に基づき、千葉県立自然公園（以下「自然公園」という。）の指定、保護、利用等に関し、必要な事項を定めることにより、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成一五年条例二三号・二二年五六号〕

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自然公園 県内にある優れた自然の風景地（国立公園又は国定公園の区域を除く。）であつて、知事が第四条の規定により指定するものをいう。
- 二 公園計画 自然公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- 三 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で知事が定めるものに関するものをいう。
- 四 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

一部改正〔平成一五年条例二三号・二二年五六号〕

（県等の責務）

第二条の二 県、事業者及び自然公園の利用者は、千葉県環境基本条例（平成七年千葉県条例第二号）

第三条に規定する環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護及びその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

2 県は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自

然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

追加〔平成一五年条例二三号〕、一部改正〔令和五年条例四二号〕

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第三条 この条例の適用に当つては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と県の総合開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

## 第二章 指定

追加〔平成二二年条例五六号〕

(自然公園の指定)

第四条 自然公園は、知事が関係市町村及び千葉県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

- 2 知事は、自然公園を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 3 自然公園の指定は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

一部改正〔昭和四一年条例七号・四九年九号・平成一五年九号・二三号〕

(指定の解除及び区域の変更)

第五条 知事は、自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

一部改正〔平成一五年条例二三号〕

## 第三章 公園計画

追加〔平成二二年条例五六号〕

(公園計画)

第六条 公園計画は、知事が決定する。

- 2 知事は、公園計画を決定しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 公園計画は、自然公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 4 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。
- 5 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成一五年条例二三号・二二年五六号・令和五年条例四二号〕

(公園計画の廃止及び変更)

第七条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 前条第五項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

一部改正〔平成一五年条例二三号・二二年五六号・令和五年条例四二号〕

(協議会による公園計画の変更の提案)

第七条の二 第十四条の二第一項に規定する協議会は第十四条の三第一項に規定する利用拠点整備改善計画について、第二十八条の二第一項に規定する協議会は第二十八条の三第一項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

追加〔令和五年条例四二号〕

## 第四章 公園事業

追加〔平成二二年条例五六号〕

(公園事業の決定)

第八条 公園事業は、知事が決定する。

- 2 知事は、公園事業を決定しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、

審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

3 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

4 前二項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

追加〔平成二二年条例五六号〕、一部改正〔令和五年条例四二号〕

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第八条の二 第十四条の二第一項に規定する協議会は、知事に対し、第十四条の三第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

追加〔令和五年条例四二号〕

(公園事業の執行)

第九条 公園事業は、県が執行する。

2 他の地方公共団体は、規則で定めるところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができる。

3 地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4 第二項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第二条第三号に規定する知事が定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の協議をした者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、他の地方公共団体にあつては知事に協議しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。

9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

一部改正〔平成二二年条例五六号・二四年二五号〕

(改善命令)

第十条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、相当の期限を定めて、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

追加〔平成二二年条例五六号〕

(承継)

第十一条 公園事業者（第九条第三項の認可を受けた者に限る。）が地方公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

- 2 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が他の地方公共団体である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が地方公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。
- 3 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。
- 4 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第九条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 5 第三項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

追加〔平成二二年条例五六号〕、一部改正〔平成二四年条例二五号・令和五年条例四二号〕

（公園事業の休廃止）

第十二条 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成二二年条例五六号〕

（認可の失効及び取消し等）

第十三条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第九条第三項の認可は、その効力を失う。

- 2 前項の規定により第九条第三項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、第九条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。
  - 一 第九条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。
  - 二 第九条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。
  - 三 第十条の規定による命令に違反したとき。
  - 四 偽りその他不正の手段により第九条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

追加〔平成二二年条例五六号〕、一部改正〔平成二四年条例二五号〕

（原状回復命令等）

第十四条 知事は、第九条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

追加〔平成二二年条例五六号〕

（利用拠点の質の向上のための協議会）

第十四条の二 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第二十三条第一項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次の各号に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該市町村
- 二 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

- 三 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者
- 四 その他当該市町村が必要と認める者
- 3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第一項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。
- 4 市町村は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号に掲げる者であつて第一項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
- 7 第一項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第一項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

追加〔令和五年条例四二号〕

（利用拠点整備改善計画の認定）

- 第十四条の三 前条第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。
- 2 利用拠点整備改善計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
    - 一 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
    - 二 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
    - 三 利用拠点整備改善計画の目標
    - 四 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
    - 五 第九条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項
    - 六 第九条第六項の協議若しくは認可又は同条第九項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
    - 七 計画期間
    - 八 その他規則で定める事項
  - 3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。
  - 4 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
    - 一 公園計画に照らして適切なものであること。
    - 二 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
    - 三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
    - 四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度におい

て、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 6 知事は、第四項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

追加〔令和五年条例四二号〕

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)

第十四条の四 前条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第十四条の二第一項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第四項の認定(前項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

追加〔令和五年条例四二号〕

(認定の取消し)

第十四条の五 知事は、第十四条の三第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。)が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

追加〔令和五年条例四二号〕

(公園事業に関する特例)

第十四条の六 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第十四条の三第四項の認定を受けたときは、当該認定に係る認定利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第九条第二項若しくは第六項の協議をし、同条第三項若しくは第六項の認可を受け、又は同条第九項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

追加〔令和五年条例四二号〕

(報告徴収及び立入検査)

第十五条 知事は、第九条第三項の認可を受けた者に対し、第八条から前条までの規定の施行に必要な限度において、相当の期限を定めてその公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 知事は、第八条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第十四条の三第四項の認定を受けた者に対し、相当の期限を定めて認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

追加〔平成二二年条例五六号〕、一部改正〔令和五年条例四二号〕

(公園事業の執行に要する費用)

第十六条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

一部改正〔平成二二年条例五六号〕

(適用除外等)

第十七条 第九条から第十四条までの規定及び前条の規定は、公園事業のうち国の機関の行う事業について、同条の規定は、公園事業のうち道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の定めがあるその他の事業については、適用しない。

- 2 国の機関は、公園事業を行おうとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

一部改正〔平成二二年条例五六号・令和五年条例四二号〕

## 第五章 保護及び利用

追加〔平成二二年条例五六号〕

(特別地域の指定)

第十八条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に特別地域を指定することができる。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

一部改正〔平成二二年条例五六号〕

(特別地域内の行為の制限)

第十九条 特別地域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
  - 二 木竹を伐採すること。
  - 三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
  - 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
  - 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - 六 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
  - 七 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
  - 八 水面を埋め立て、又は干拓すること。
  - 九 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
  - 十 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
  - 十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
  - 十二 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
  - 十三 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
  - 十四 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
  - 十五 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - 十六 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
- 2 知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 3 第一項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 5 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第一項第十一号又は第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。
- 6 次の各号に掲げる行為については、第一項及び前三項の規定は適用しない。
- 一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）として行う行為

- 二 認定生態系維持回復事業等（第二十六条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為
  - 三 認定自然体験活動促進事業（第二十八条の五第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第二十八条の二第二項第二号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為
  - 四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの
- 7 知事は、自然公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、第一項の許可に条件を付することができる。

一部改正〔平成三年条例一七号・一五年二三号・一八年一九号・二二年五六号・〔令和五年条例四二号〕

（普通地域内の行為の制限）

第二十条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

- 一 その規模が知事が定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）
- 二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 六 土地の形状を変更すること。

2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は相当の期限を定めて必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

4 知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 知事は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

- 一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行為
- 二 認定生態系維持回復事業等として行う行為
- 三 認定自然体験活動促進事業として行う行為
- 四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの
- 五 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際、既に着手していた行為
- 六 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

一部改正〔昭和四九年条例二三号・平成一五年二三号・二二年五六号・令和五年条例四二号〕

（中止命令等）

第二十一条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十九条第一項の規定、同条第七項の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対し



て、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

一部改正〔平成一五年条例二三号・一八年一九号・二二年五六号〕

(報告徴収及び立入検査)

第二十二條 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十九條第一項の規定による許可を受けた者又は第二十条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、相当の期限を定めて、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第十九條第一項、第二十条第二項又は前條の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十九條第一項各号若しくは第二十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成一五年条例二三号・二二年五六号〕

(集団施設地区の指定)

第二十三條 知事は、自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。

2 第四條第二項及び第三項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

一部改正〔平成二二年条例五六号〕

(利用のための規制)

第二十四條 特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

三 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号又は第三号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項に規定する職員については、第二十二條第三項の規定を準用する。

一部改正〔平成一五年条例二三号・二二年五六号・〔令和五年条例四二号〕

第六章 生態系維持回復事業

追加〔平成二二年条例五六号〕

(生態系維持回復事業計画)

第二十五條 知事は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前各号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な

## 事項

- 3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。
- 4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

追加〔平成二二年条例五六号〕

(生態系維持回復事業)

- 第二十六条 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。
- 2 国及び他の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
  - 3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
  - 4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
    - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
    - 二 生態系維持回復事業を行う区域
    - 三 生態系維持回復事業の内容
    - 四 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
  - 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
  - 6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び他の地方公共団体にあつては知事の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
  - 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。
  - 9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成二二年条例五六号〕

(認定の取消し)

- 第二十七条 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。
- 一 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
  - 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
  - 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
  - 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

追加〔平成二二年条例五六号〕

(報告徴収)

- 第二十八条 知事は、第二十六条第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

追加〔平成二二年条例五六号〕

第六章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置

追加〔令和五年条例四二号〕

(質の高い自然体験活動の促進のための協議会)

- 第二十八条の二 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の

区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 当該市町村
- 二 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者
- 三 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者
- 四 その他当該市町村が必要と認める者

3 第十四条の二第三項から第九項までの規定は、第一項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十八条の二第一項」と、同条第五項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第二十八条の二第二項第三号」と読み替えるものとする。

追加〔令和五年条例四二号〕

（自然体験活動促進計画の認定）

第二十八条の三 前条第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- 二 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- 三 自然体験活動促進計画の目標
- 四 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
- 五 計画期間
- 六 その他規則で定める事項

3 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 公園計画に照らして適切なものであること。
- 二 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
- 三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第三項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

追加〔令和五年条例四二号〕

（認定を受けた自然体験活動促進計画の変更）

第二十八条の四 前条第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第二十八条の二第一項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第三項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

追加〔令和五年条例四二号〕

（認定の取消し）

第二十八条の五 知事は、第二十八条の三第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定自然体験活動促進計画」という。）が第二十八条の三第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

追加〔令和五年条例四二号〕

（報告徴収及び立入検査）

第二十八条の六 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第二十八条の三第三項の認定を受けた者に対し、相当の期限を定めて認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

追加〔令和五年条例四二号〕

#### 第七章 雑則

追加〔平成二二年条例五六号〕

（実地調査）

第二十九条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第一項の職員については、第二十二条第三項の規定を準用する。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

一部改正〔平成一五年条例二三号・二二年五六号〕

（損失の補償）

第三十条 県は、第十九条第一項の許可を得ることができないため、同条第七項の規定により許可に条件を付されたため、又は第二十条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 県は、自然公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は県が行う公園事業の執行に関し、前条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償する。

一部改正〔平成一五年条例二三号・一八年一九号・二二年五六号〕

（利用の増進のための情報の提供等）

第三十条の二 県は、自然公園の利用の増進に資するため、国内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

追加〔令和五年条例四二号〕

(委任)

第三十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

追加〔平成二二年条例五六号〕

#### 第八章 罰則

追加〔平成二二年条例五六号〕

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十四条又は第二十一条の規定による命令に違反したとき。

二 第十九条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をしたとき。

一部改正〔昭和四九年条例二三号・平成四年二七号・一五年二三号・二二年五六号・令和五年条例四二号〕

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第三項の認可を受けた者が、同条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更したとき。

二 第九条第十項の規定により認可に付された条件に違反したとき。

(削る。)

三 第十九条第七項の規定により許可に付された条件に違反したとき。

一部改正〔昭和四九年条例二三号・平成四年二七号・一五年二三号・一八年一九号・二二年五六号・令和五年条例四二号〕

第三十四条 第十条又は第二十条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一部改正〔昭和四九年条例二三号・平成四年二七号・一五年二三号・二二年五六号・令和五年条例四二号〕

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十八条の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 第二十条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第二十条第五項の規定に違反したとき。

四 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第二十二条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

六 特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十四条第一項第一号に掲げる行為をしたとき。

七 特別地域又は集団施設地区内において、第二十四条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号又は第三号に掲げる行為をしたとき。

八 第二十九条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

一部改正〔昭和四九年条例二三号・平成四年二七号・一五年二三号・二二年五六号・令和五年条例四二号〕

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

一部改正〔平成二二年条例五六号〕

第三十七条 第九条第九項、第十二条又は第十三条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第九条第三項の認可を受けた者に限る。）は、五万円以下の過料に処する。

追加〔平成二二年条例五六号〕

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 千葉県立公園条例（昭和二十四年千葉県条例第三十九号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第一条の規定により指定されている県立公園（国定公園の区域を除く。）は、この条例による自然公園とみなし、その区域は、それぞれこの条例による自然公園の区域とみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例の規定によつてなされた許可、認可、申請その他の行為は、この条例に当該規定に相当する規定があるときは、当該相当規定によつてなされたものとみなす。
- 5 旧条例の規定によつて許可その他の処分若しくは届出その他の手続を要しなかつた行為で、この条例の規定によつて新たに許可その他の処分若しくは届出その他の手続を要することになったものうち、この条例の施行の際現に着手しているものについては、この条例の規定による処分若しくは手続を要しない。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 千葉県行政組織条例の一部を次のように改正する。

別表第二中

「	千葉県立公園審議会	県立公園の計画、事業、区域その他の重要事項を審議すること。	」
---	-----------	-------------------------------	---

を

「	千葉県自然公園審議会	千葉県立自然公園及び国定公園に関する重要事項について知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申すること。	」
---	------------	--	---

に改める。

別表第三中

「	千葉県立公園審議会	会長	一 県の職員	五人以内	二年
			二 県議会の議員	八人以内	
		委員	三 学識経験を有する者	十人以内	

を

「	千葉県自然公園審議会	会長	一 県の職員	七人以内	二年
			二 関係行政機関の職員	十人以内	
		委員	三 県議会の議員	八人以内	
			四 学識経験を有する者	十人以内	

に改める。

附 則（昭和四十一年四月一日条例第七号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月三十日条例第九号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月三十日条例第二十三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和四十九年五月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の千葉県立自然公園条例（以下「改正前の条例」という。）第十三条第一項の規定による届出を要しなかつた行為であつて、改正後の千葉県立自然公園条例（以下「改正後の条例」という。）第十三条第一項の規定による届出を要することとなつたものうち、この条例の施行の際現に着手しているものについては、改正後の条例第十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第十三条第一項の規定による届出をしている行為について

- は、改正後の条例第十三条第五項の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（平成三年三月七日条例第十七号）  
この条例は、平成三年七月一日から施行する。
- 附 則（平成四年三月二十六日条例第二十七号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成四年五月六日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（平成十五年三月七日条例第九号抄）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。（後略）  
附 則（平成十五年三月七日条例第二十三号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、自然公園法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十九号）の施行の日〔平成十五年四月一日〕から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（平成十八年三月三十日条例第十九号）  
この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 附 則（平成二十二年十二月二十四日条例第五十六号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の千葉県立自然公園条例第八条第二項の規定によりされた承認又はこの条例の施行の際現に同項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ第一条の規定による改正後の千葉県立自然公園条例（以下「改正後の条例」という。）第九条第二項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。
- 3 改正後の条例第十四条の規定は、施行日以後に改正後の条例第九条第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 前三項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。
- 附 則（平成二十四年三月二十三日条例第二十五号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の千葉県立自然公園条例第九条第二項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の千葉県立自然公園条例第九条第四項の規定による協議書及び同条第五項の規定による添付書類とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の千葉県立自然公園条例第九条第六項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の千葉県立自然公園条例第九条第七項の規定による協議書及び同条第八項において準用する同条第五項の規定による添付書類とみなす。
- 附 則（令和五年十二月二十六日条例第四十二号）  
この条例は、令和六年四月一日から施行する。